地方税法が改正されました

税制改正による個人住民税 ・固定資産

Ī 税などの主な変更点

均等割額の引き上げ 個人住民稅

民税の町民税・県民税の均等割額が ら平成35年度までの10年間、 地方公共団体が実施する防災のため 各500円引き上げられます。 に、臨時の措置として平成26年度か 施策に必要な財源を確保するため 東日本大震災からの復興に関し、 個人住

の簡素化 を受けようとする場合の申告手続き 公的年金所得者が寡婦(寡夫)

握できるようになります。 ら町へ送付される公的年金等支払報 告書で寡婦(寡夫)控除の情報が把 をしなくても、 なる年金所得者が個人住民税の申告 分から、寡婦(寡夫)控除の対象と 平成26年度以降の個人住民税課税 日本年金機構などか

日本年金機構などへ提出する 告をする必要があります。 親族等申告書」で寡婦 この適用を受けるためには、毎年、 (寡夫) 「扶養 の申

出時に寡婦(寡夫)の記載漏れなど なお、 「扶養親族等申告書_ の提

> 続きが必要となります。 か町への個人住民税の申告による手 がある場合は、税務署への確定申告

住宅ローン控除の延長・拡充

で個人住民税から控除します。 れなかった額を控除限度額の範囲内 者)について、所得税から控除しき (平成26年から平成29年までの入居 所得税の住宅ローン控除の適用者

固

固定資産税

住宅の耐震改修に伴う固定資産税減

した。 が完了した翌年度分に限り、 の耐震改修工事を行った場合、 現行の耐震基準に適合するよう一定 る住宅を、平成27年12月31日までに 産税が減額される制度が変更されま 昭和57年1月1日以前から所在す 固定資 工事

地方税

●対象となる改修工事の金額の変更

改修工事)や、居住安全改修工事(バ 住宅の熱損失防止改修工事 (省エネ

額制度についての変更

れます。 延滞金、 延滞金、還付加算金の利率の変更 平成26年1月から地方税にかかる 還付加算金の利率が変更さ

●延滞金

●還付加算金 表 6

liiiiiiii

問

リアフリー改修工事) 産税減額制度の変更 に伴う固定資

した。 が完了した翌年度分に限り、 宅が対象)やバリアフリー改修工事 る住宅が対象)を行った場合、工事 成20年1月1日以前から所在する住 産税が減額される制度が変更されま (平成19年1月1日以前から所在す 住宅に一定の省エネ改修工事 固定資

●対象となる改修工事の期間の延長 日まで。 3年間延長され、 平成28年3月31

●対象となる改修工事の金額の変更

表 4

※その他の要件など、詳しくは町ホ ームページをご覧ください。

property_tax.html nara.jp/02_life/town-tax/fixed http://www.town.tawaramoto

閰

奈良県桜井県税事務所からのお知らせ

事業税の納期内納付を 桜井県税事務所☎ 43-3131

第1期分の納期限

月2日(月)

第2期分の納期限

12月2日(月)

個人事業税の納付書は、第1期分・第2期分をま とめて同封しています。お間違いのないようご注意く ださい。第2期分の納付書は、納期まで保管し、納 期限(12月2日/月)までに納付してください。

※年税額が1万円以下の場合は、第1期分の納 期に全額を納付することになっています。

※第1期分・第2期分をまとめて第1期分の納 期限までに納付することもできます。

※コンビニエンスストアでの納付やペイジー ソコン・携帯・ATMからの納付)もできます。

※口座振替制度もご活用ください。申込は金融機 関で。

0 子育で・教育

町役場の代表電話番号 **25** 0744-32-2901

8月の納付(普通徴収分)

9月2日(月) 納期限

- 種 類 ●町県民税(第2期分)
 - ●国民健康保険税(第2期分)
 - ●介護保険料(第2期分)
 - ●後期高齢者医療保険料 (第2期分)



安全で便利な

口座振替(自動払込)制度

この制度を利用すると、指定した金融 機関の口座から自動的に振り替えて納付 されます。納め忘れがなく、現金を持ち 歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1ヵ月前ま でにしてください。

- ※口座振替(自動払込)制度による納付 の場合は、領収書は発行していません。 引き落としの確認は、通帳の記帳によ りお願いします。なお、車検のある軽 自動車税については、「継続検査用証 明書」を送付します。
- ※5月からコンビニ納付が可能になり ました。曜日や時間を気にすることな く納付でき、手数料も不要です。ぜひ ご利用ください。
- 問 税務課徴収収納係☎ 34-2111

町税などの納期内納付を

町税などは納期限までに納付しましょう。 町税などは自主的に納付していただくも のです。納期限までに納付しないと、納期 限までに納めた方との公平を保つため、本 来の税額のほかに督促手数料・延滞金もあ わせて納めていただくことになります。

問 税務課徴収収納係☎ 34-2111

表1 個人住民税の均等割額の引き上げ

	平成 25 年度まで	平成 26 年度から 平成 35 年度まで
町民税	3,000 円	3,500 円
県民税	1,500 円	2,000 円
合計	4,500 円	5,500 円

※県民税の奈良県森林環境税 500 円を含む。

表2 住宅ローン控除限度額の変更

居住年	個人住民税の控除限度額
平成 26 年 3 月まで	所得税の課税総所得金額などの
一十成 20 平 3 月まじ	5 %(最高 97,500 円)
平成 26 年 4 月~	所得税の課税総所得金額などの
平成 29 年 12 月	7%(最高 136,500 円)※

※住宅の対価または費用の額に含まれる消費税などの税率が 8%か10%の場合に限ります。それ以外の場合は平成26 年3月までの控除限度額と同じです。

表3 固定資産税減額の対象となる、住宅耐震改修工 事の金額の変更

改正前	改正後
	50万円超のもの(平成25年3月
30 万円以上のもの	31 日までに改修工事の契約をした
	ものについては 30 万円以上)

表4 固定資産税減額の対象となる、省エネ改修・バ リアフリー改修工事の金額の変更

改正前	改正後
	50万円超のもの(平成25年3月
30 万円以上のもの	31 日までに改修工事の契約をした
	ものについては 30 万円以上)

表5 地方税にかかる延滞金の変更

延滞期間	間	現行	改正後(平成26年1月~)
幼期間2日2名 1 ユ.F	納期限後1ヵ月以内	4.3%	特例基準割合 ※ に 1.0%
			を加算した率
始期間22000 1 ユ	納期限後1ヵ月経過後	14.6%	特例基準割合 ※ に 7.3%
村) 舟) 区(友 1 刀)			を加算した率

表6 地方税にかかる還付加算金の変更

現行	改正後(平成 26 年 1 月~)
4.3%	特例基準割合 ※

※特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合(国内銀行の 新規・短期の貸出約定平均金利の前々年10月~前年9月 の平均)に 1.0%を加算した割合です。